

首都圏非常勤講師組合

早稲田大学の非常勤講師の皆様へ

「クーリング期間、早めにとってもいいかな」

なんて言ってはだめですよ

うっかり答えてしまうと危ない質問

7月3日、早稲田大学法学部で英語教員、専任・非常勤の会合がありました。あの「非常勤講師就業規則」が送られてきた2013年3月末以来、こういった会合がもたれたのは、これが最初のことです。その会合で、私たちのほとんどがすでに知っている早稲田の新しい方針が説明され、非常勤講師も就業規則について意見を述べる機会を得ました。また非常勤講師宛でのアンケートも配布されました。アンケートの質問事項には、ぜひ教えたいと思うセメスターはいつか、授業を担当できないセメスターはいつか、そして「上述の『5年』の限度について、どの学期（複数選択可）においてカウントをリセットするための休職期間をお取りになりたいと思いますか？」というのがありました。この「カウント」というのは2013年4月からスタートした「『5年』の期間」のカウントのことです。

最近の労働基準法〔労働契約法の誤りか〕の改訂に伴い、早稲田大学では勤続5年をもって非常勤講師との契約を更新しない方針を発表しました。ただし、一旦6ヶ月の休職期間をおいたのちに再契約を結ぶという方針が示されています。従って、全ての非常勤講師の先生方は、5年継続して勤められたならば、1学期の間お休みしていただくということになります。この5年の期間は今年度からカウントが始まります。（早稲田大学法学部「今後の授業計画に関するアンケート」2013年7月3日）

近々、同じようなアンケートが大学の他の学部でも使われることになるでしょう。

もし、実際に、このようなアンケートを受け取るようになったら、あるいは、専任の先生に、直接、法学部のアンケートにあるような質問を受けたときには、まず表に載っている全てのセメスターに「◎」をつけることがとても重要です。そして、「とるとしたらどのセメスターに休職期間をとりたいかなどという、仮定の話はできません」ときっぱり答えましょう。でなければ、あなたの回答があなたを雇止めにするための口実に使われてしまいます。あなたは、6ヶ月間の空白期間のあとで、もしかすると使ってもらえるかも知れないという漠然とした期待を抱きつつ、早稲田大学を去ることになるでしょう。「6ヶ月の休職期間をおいたのちに再契約を結ぶ」ことをはっきりと約束して雇止めにするのは違法なので、専任の先生の「約束」は、おのずと曖昧なものになります。

「クーリング期間、早めにとってもいいかな」なんて言ってはだめですよ

非常勤講師にこのことを知らせる、損な役回りを演じることになった専任の先生は、非常勤講師のためにできるだけのことはしてあげたいと思っている善意の人かも知れません。「約束というわけではないけれども、6ヶ月の空白期間のあとで雇ってあげることは可能だからね。できるだけことはするからね」と言って、「それで空白期間はいつとるのがいいのかな」とあなたに尋ねるとき、本人は心からあなたのために最善を尽くしていると思っているかも知れません。でも、うっかり「このセメスターだったら、クーリング期間早めにとってもいいかな」なんて口を滑らせてしまうと、そのセメスターの直前にあなたを雇止めにするための白紙委任状を早稲田大学と大学の理事たちに渡したのも同然です。6ヶ月後、あなたを再雇用することにあらゆる努力を惜しまないといった専任の先生、彼・彼女が、あなたの再雇用にどれほどの影響力を発揮できるのか……。覚えていますか。専任の先生の多くが、新しい非常勤講師の就業規則について、発表されるまで何も知らなかったことを。大学の理事が今後どんな方針を打ち出してくるのか、専任の先生が何も知らなくてもまったく不思議はありません。

期待権——あなたはもう手に入れているかも知れない

あなたが早稲田で働き始めたのはいつですか。2013年よりもかなり前だとすると、あなたは、すでに、毎年契約が更新されることについての期待権を獲得しているはずですよ。大学当局が労働基準法90条に違反してまで、「非常勤

講師就業規則」を打ち出した最大の理由のひとつが、あなたの期待権をリセットにすることでした。しかし、大学は、あなたが「自主的に」首になって、早稲田大学と雇用関係のない状態で6ヶ月またはそれ以上過ごすと言わないかぎり、あなたの期待権をリセットすることはできません。逆に、6ヶ月の空白期間¹を受け入れてしまうと、仕事といっしょに期待権も失ってしまうことになるでしょう。

期待権は、早稲田大学の理事たちの決定を覆させるための戦いに、どうしても必要だというわけではありません。でも、すでに期待権を持っている人には、違法な契約解除による損害賠償を求める訴訟になったときに、強力な武器になることでしょう。組合はそこまで行くずっと手前のところで、問題を解決したいと思っています。しかし、非常勤講師の多くがすでに期待権を持っていること、将来、期待権を根拠にした損害賠償請求の訴訟の可能性が大きいということ（**組合員については、組合が訴訟を行います**）、これが大学当局が就業規則を実地に移すことに対する抑止力になります。それどころか、理事たちが就業規則の不利益変更部分を撤回する有力な理由になるかも知れません。因みに、就業規則の不利益変更部分を撤回させること、これが私たちの目標です。²

ということで、すでに**期待権**を手に入れているあなた、決して手放さないでください。

2. お分かりになる範囲で以下の表にご記入ください

- ◎ 授業担当を強く希望する
- 可能であれば授業を担当したい
- △ あまり授業を担当したくない
- × 授業は担当できない

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
春学期	◎	◎	◎	◎	◎
秋学期	◎	◎	◎	◎	◎

表はこのようにすべて「◎」で埋めてください。

出典：早稲田大学法学部「今後の授業計画に関するアンケート」

相談連絡先 電話番号：080-3310-6910（直通）
加入電話・FAX：0426-27-4426
相談・加入メール・アドレス：daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp

詳しい情報は、首都圏大学非常勤講師組合ホームページにあります。
<<http://hijokin.web.fc2.com>>

¹ この空白期間は、6ヶ月どころか、一生続くことになるかも知れません。

² 私たちは大きなことを要求しているわけではありません。ただ「就業規則」以前の早稲田に戻してほしい、それだけのことです。